

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設
の変更許可申請・設工認申請・保安規定変更申請に係るヒアリング（6）
2. 日時：令和4年6月16日（木）13時30分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、井上安全審査専門職、中澤
安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所
環境保全部 課長 他2名
安全・核セキュリティ統括本部
施設保安管理課 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料1 廃棄物管理施設の変更許可申請における質問回答表
提出資料2 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設工認の申請について
提出資料3 新規制基準に係る廃棄物管理施設保安規定の補正申請につい
て

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それでは本日はヒアリング始めたいと思います。
0:00:04	まずう提出いただいた資料に基づいて説明をお願いしますか。
0:00:15	はい。大洗廃棄物管理施設です。原子力をイマイです。
0:00:21	本日もまずちょっと出席者ですけども、私イマイそれからショウジアオヤギの3名となりますよろしく申し上げます。資料につきましてはちょっと五月雨で送っておりまして大変恐縮でございますが、
0:00:38	今日変更許可申請におけます質問回答票を、
0:00:43	これに審査会合の質問回答が回答説明資料 1234 というのがございます。
0:00:52	それと設工認飯野をご説明資料を保安規定の説明資料と、大きく三つに分かれているものでございます。
0:01:03	それではまず変更許可申請に係る質問回答の確認それから審査会合での回答説明資料のご説明、
0:01:12	から行いまして、設工認保安規定と前回の説明からの変更点等をご説明したいと考えておりますがよろしいでしょうか。
0:01:21	はいよろしく申し上げます。
0:01:25	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:26	それでは、廃棄物管理施設の変更許可申請における質問回答票。
0:01:32	その添付資料となります回答説明資料の 1234 の資料からご説明させていただきます。
0:01:40	質問回答票につきましては、すでにご面談等を行いました内容をご説明しました内容をですね、ご質問、確認事項と、
0:01:50	いう形と回答内容対応状況という形で機構側の対応を記載してございます。
0:02:00	まず 5 月 19 日の面談、それから 26 日の面談し、
0:02:05	3 ページでは審査会合のラップアップ面談、4 ページ、6 月 8 日の面談と いうことをご確認いただきました内容を書き出してるものでございます。
0:02:16	すでにご回答してる部分につきましてのご説明はちょっと割愛させていただきます。
0:02:23	まだ未対応というところがございますと、
0:02:29	9 月 19 日の面談でもございました。質問回答の確認事項の 15 番ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	今後のスケジュールとそういうことでお話があったかと、ご理解しております。
0:02:42	と審査に関わるスケジュール等ですね、ご説明する予定で準備中でございます。
0:02:50	それから、2 ページ、
0:02:53	3 ページのところでございますけども、
0:02:57	審査会合です。審査会合におけます回答説明、これが今残っておりまして、この後ご説明します回答説明資料の 1234 で回答を予定したものでございます。
0:03:13	はい。
0:03:17	A、これにつきましてはちょっと一旦この後ご説明いたします。
0:03:21	それから、6 月 6 日のラップアップ面談での、二つのコメントございました。
0:03:28	航空機変更許可申請の工事工程の見直しの
0:03:33	届け出それから変更の申請に関わる整理のお話と、気象データの取り扱いですね、これは 6 月 8 日の面談でもございさらに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:44	大洗研究所機構としての回答ということ整理し説明することということがございました。
0:03:50	まず、こちらのほうを回答させていただきたいと考えております。
0:03:56	まず、変更許可申請におけます工事工程の考え方でございますけども、
0:04:01	今回安全機能、
0:04:06	の適正化に関する考え方設計方針の見直しを変更許可でお示ししているものでございます。
0:04:14	これを踏まえまして工事工程の変更というものが来今申請しました工事工程のように変更するものと考えております。
0:04:25	しかしながら工事工程の変更が確定するというのは、
0:04:29	許可をいただいてからというふうに我々考えてございまして、
0:04:34	本変更申請の許可を規定にですね、
0:04:38	工事工程の変更の届け出をするものというふうに考えているものでございます。
0:04:44	気象データにつきましては、現在大洗、それから、まず大洗での回答ということで今整理してるものでございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:54	詳細につきましてはまた、来週以降のご回答をちょっとさせていただきたいと。
0:05:00	考えております。ただ、今、大洗の中では、譲与、それから使用施設の南北でですね、気象データについては、
0:05:11	2009年1月から2013年12月の気象データを用いて、足並みをそろえているところでございます。
0:05:20	今後最新データの確認プロセスですとか、いつの時点での教科書の基本設計に反映するか、そういったところの回答も踏まえまして、今、対応を準備中でございます。
0:05:34	続きまして、審査会合の説明会等ということで、
0:05:39	資料を準備してますのでこちらの方をご説明したいと考えております。
0:05:46	右上、回答説明資料1でございます。
0:05:51	まずご質問、これは維持すべき安全機能の適正化について適正化する外部事象を明確にすることと、
0:05:58	また外務省ごとに必要となる代替設備機器を示すことということでございました。
0:06:05	我々も考えます。維持すべき安全機能の適正化を図る外部事象と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:11	というのはすべての自然現象をそれから神事象をに対してというふうに考えてるものがございます。
0:06:19	これは外部事象のうちですね、起業家におきましても、竜巻かすそれから火山、生物学的影響森林火災、
0:06:29	航空機落下等の一部ですけども、
0:06:33	施設の運転の停止、これによって安全性が損なわれない設計と。
0:06:40	いうように、企業家ですでにしているものであるためというふうに考えております。
0:06:46	さらに、考え方の整理としましては、
0:06:50	すべての外部事象に対しまして管理施設の安全性が損なわれない設計と をするために、公衆被ばくに影響のある、直接遮へい器の
0:07:01	閉じ込め機能を有する設備と、
0:07:04	遠隔で消火しますが消火設備、これについて安全機能を維持するという ものがございます。
0:07:13	この安全機能につきましては、
0:07:15	外部上に安全機能が喪失した場合であっても、人が駆けつけて代替設備 機器を用いて安全機能を確保するということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:25	施設の安全性が損なわれないことはないです安全性が損なわれることがない設計とするというものでございます。
0:07:33	a. プーのを表1表にですね。
0:07:37	自然現象、それから人為事象、
0:07:42	11事象、70床につきましても、
0:07:47	代替の考え方を一覧表にしているものでございます施設ごとのを一覧表にしてるものでございます。
0:07:56	ポイントとしましては、縦軸に施設を並べておりまして、
0:08:02	竜巻、飯野L a n g e r表1位ございますが、
0:08:07	竜巻につきましては、今既許可でも、設計方針として述べております。
0:08:15	建屋の構造健全性が失われた場合であってもF2の竜巻の評価におきまして、維持できるもの、それから安全機能が失われた場合であってもサベイメーターのように代替設備、堤外できるもの、これを
0:08:31	記載しているものでございまして、これはさっきの説明資料でも同じでございます。
0:08:37	加えまして他の自然現象を並べております。
0:08:41	ここで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:43	洪水ですとか、降水風台風、
0:08:46	といったところにつきましては、基本的には、地理的状況をですとか、
0:08:54	そもそも管理施設に影響を与えないという評価をしておりますので、代替設備機器は不要というような整理になります。
0:09:05	許可でもございますが、火山生物、それから森林火災におきましては、
0:09:10	そのばい煙それからガス、排ガスですね。
0:09:15	それから虫と昆虫によって、吸気ですとか、排ガス等々の運転に支障が出ることからですね、
0:09:26	書類を提出する、または肺機能提出する。
0:09:30	そういったそのように評価でも述べてるものでございます。はい。
0:09:35	このような
0:09:37	考え方がすでに火山生物、森林火災でもございますので、
0:09:43	安全機能の適正化という観点では、竜巻のみならず、基本的には自然現象人事職、
0:09:52	すべての次長に適用する。
0:09:55	考え方であるというように我々は考えているものでございます。
0:10:04	D、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:06	ちょっと説明資料1につきましたはまず、会長は以上でございます。
0:10:14	一通り、
0:10:16	変更許可について説明させていただきます。
0:10:20	回答説明資料を右上にと、あるものでございます。
0:10:25	これは有機廃液資格も化学処理装置の使用の停止につきました、工程それから施設購入の申請時期を明確にすることということでございました。
0:10:37	出す。
0:10:38	結城排気近くの化学処理装置の使用を停止する場合におきましては、
0:10:43	使用停止措置に係る証明確認が完了しなければ、新規制基準の適合確認が完了しないということからですね。
0:10:51	使用前確認はし、
0:10:54	新規制基準の適合の完了前と考えているものでございます。
0:10:59	また結城引地格納庫の停止につきましたは、
0:11:04	β γ 固体処理棟3の有機溶媒貯槽、これが受け入れ施設として使用前確認を完了して後でないを受け入れせとして、受けることができないことからですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:16	有給売貯槽の障害確認完了後に、
0:11:20	資料提出をするための工事に着手いたします。
0:11:24	また化学処理装置の使用の停止位ですが、
0:11:29	これは処理対象の廃液の処理が蒸発装置、廃液蒸発装置位置で実施可能でございますので、設工認の認可をもちまして使用の停止のための工事に着手するものでございます。
0:11:44	化学処理装置の使用の停止につきましては、対策工事、竜巻の対策工事としての設工認、
0:11:52	この適合性確認と関連しておりますので、使用停止に係る接合につきましては、
0:11:58	現在、申請中の設工認を補正する形で対応したいと考えておるものでございます。
0:12:05	上、上記で述べました有機廃液一時格納庫も多い所でございます。
0:12:11	設工認の補正につきましては9月上旬を予定しているものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	使用停止に当たりましては使用の停止に係るプロセスに従いまして、閉じ込め処理計測制御、放射線管理、これらの機能が不要となる公衆措置を講じるものでございまして、
0:12:32	次ページに、これはすでにご説明しておりますが、使用の停止に係るプロセスの表、こちらを添付として付けてるものでございます。
0:12:47	続きまして、
0:12:49	回答説明資料3になります。
0:12:53	今回の申請におきます本文添付資料の変更範囲、これを明確にすることということでございます。
0:13:03	資料につきましてまず、変更許可申請の主たる変更内容は5項目ということで、繰り返し述べておりますが、
0:13:13	五つの項目を記載してございまして、ここに関わります申請書の項目とですね、
0:13:20	変更内容を表1の形で整理をいたしました。
0:13:25	また、添付資料としまして、
0:13:27	それぞれの
0:13:30	事業許可規則、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:33	基準規則、こちらの条項に対しまして、設計方針の変更があるかないか というのを、わかりやすい形でですね、表を正整理いたしました。
0:13:44	この添付資料を表とですね添付資料でご説明したいと考えております。
0:13:51	まず表 1 にはですね、今変更許可申請の本文、それから添付資料の 1 から 8 まで、
0:14:00	これにそれぞれ変更内容がどの、城角の添付資料本文にあるか。
0:14:07	これを明記しているものでございます。
0:14:11	本文では、基本的にはすべての変更項目が反映される形になります。
0:14:18	まず 1 となりますのは、廃棄物管理施設の構造に関する設計方針、外部 からの商品に対する安全機能の適正化の
0:14:28	設計方針の変更でございます。
0:14:31	また化学処理装置の使用に停止に伴いまして、年間最大受けろですと か、処理量の変更規制ですね。
0:14:39	こちらの方が、本部の変更としてが発生いたします。
0:14:44	それから、
0:14:46	装置そのものの使用の停止に伴いまして、記載の削除がございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:52	化学処理装置ですとかスラッジセメント固化装置のうち、凍結最尤改造、
0:14:58	スラジそうんこれらの記載の削除、それから、
0:15:02	分析フードをにつきましては、化学処理装置の一部としておりましたので、これを廃液蒸発装置位置に変更するといったもの。
0:15:10	これらの変更が本文で生じております。
0:15:16	結城はいキーの収納停止並びに液体排出の受け入れ施設の変更でございますけれども、これもすべての変更が反映されます。
0:15:28	特に日吉は溶媒貯槽の主要構成としましては入るタンクでございますので、その最大受入能力の追加等が本部で発生しても、外すショウジしております。
0:15:41	また、廃棄の方法が変わりますので、工程表、工程室を見直しですとか記載の削除等が行われます。
0:15:53	また、移動モニタリング設備の記載の削除、これは原子力防災資機材であるため記載の削除するものの液体廃棄物紙の区分を削除するもの、それから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:05	工事計画の変更ですね、こういったところが本文で発生してるものがございます。
0:16:12	以下添付資料では、それぞれ、
0:16:15	対応するものが異なってございますが、この本文に、
0:16:21	相当する、
0:16:24	もので添付資料で、変更が必要なものが、それぞれ出てきております。 添付資料1では、
0:16:31	廃棄処理等の学習装置の使用の停止これは最大受け入れ量の変更ですね、こういったところの変更が発生してますので添付資料の修正があります。
0:16:44	このように、添付資料1235。
0:16:48	678と。
0:16:50	いうように、それぞれ相当するところで当該変更が発生しております。
0:16:56	添付資料5の安全設計につきましては、
0:17:01	五つの項目設定につきまして変更が生じているわけでございますが、
0:17:06	これについては、さらに、添付資料1で、各条文ごとに変更の有無、
0:17:16	これを記載をしているものがございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:20	変更そのものは生じておりますけども、設計方針という観点では、変更のあるなしというのをわかるようにですね、ありなしの表記で営業を追加する形で、
0:17:35	明確化しております。
0:17:37	設計福祉の変更があると考えているものが、
0:17:41	基本的には第8条をもう、
0:17:44	外部からの衝撃に対する、技術べき安全機能の適正化、こちらの条項のみというふうに考えてるもございまして、
0:17:54	添付資料の8ページから9011ページというところが、設計方針としては変更があるものというふうに考えてございます。
0:18:07	その他につきましては記載の削除。
0:18:11	それから、評価においても、インベントリを与えたままであるというところから評価が変わらない。
0:18:18	従いまして設計方針に変わりはないという観点から、
0:18:22	設計方針という観点では変更がないというふうに考えてるものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:27	このように、変更箇所をそれから変更の範囲、設計方針の変更があるかないかというのを、
0:18:36	明確化したものでございます。
0:18:42	最後に、回答説明資料の4でございますが、
0:18:47	こちらは、
0:18:49	添付資料5の、
0:18:50	着基準規則の適合につきましてまとめ資料が添付されておりますけども、他拠点施設に比べて細かすぎると、記載の見直しを検討するとともに、
0:19:02	今後の審査において審議を進めていくというものでございました。
0:19:07	既許可におきましては、新規制基準への適合説明するためですね、
0:19:13	各情報におきまして条件及び評価を詳細に説明してきたと。
0:19:18	それからそれら詳細の説明資料につきましてわかりやすさの関係で、
0:19:23	一度補正の中でですね、許可の補正で簡略化するなどした経緯もございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:30	ただ、結果的にはですね、Cさヒアリング等でこの詳細な添付資料の必要性が確認されましたので、菊川におきまして追加資料を付け加えた形で、
0:19:44	その結果今の許可の体裁に至ってるという経緯がございます。
0:19:50	ただ、ご指摘ございますように、
0:19:53	設工認の詳細設計におきましては、
0:19:56	その施設ごとのこういう条件というものがございます。
0:20:00	営業課におけます管理施設の全体の評価と、設工認での施設ごとのこういう条件という観点で、
0:20:10	許可整合の観点でわかりにくくなる点がございます。
0:20:14	従いまして、設計方針を示すための詳細評価については、
0:20:19	見直しをしたいと考えているものでございます。
0:20:23	この特に添付資料5のまとめ資料におきます、見直しの方針につきましては、今、
0:20:31	次の三つのステップで見直しをしたいと考えてるものでございます。
0:20:38	一つ目はまず、各条のまとめ資料のうちですね、
0:20:42	その前段で説明がございます、各条の適合性の説明、あと解釈ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:48	こちらに 10 服する記載があるものですとか、評価結果がすでにそこで述べられているものにつきましては、この記載について、まとめ資料の基、
0:20:58	置きましては、削除をできるであろうと考えております。
0:21:03	また、まとめ資料のうち、木曾。
0:21:06	管理施設の個別の評価といいますか、設工認に記載すべき内容でございますね。こういったところも、
0:21:13	設工認でのご説明ということから、へ記載については削除できるものと考えております。
0:21:22	この
0:21:24	②、含まれない、まとめ資料の設計方針評価がある場合はですね、各条の適合性の説明や、解釈等の説明のところで、
0:21:36	記載をしてですね、漏れがないようにしたいというふうに考えております。
0:21:41	この方針に基づきまして見直し案、これをお示しした上で、審査を通じて審議いただきたいと考えているものでございます。
0:21:54	まず変更許可の資料についてのご説明は以上でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:01	規制庁の中澤ですありがとうございます。
0:22:04	では一旦ここで規制庁からの質疑に移りたいと思います。規制庁側から何かございますでしょうか。
0:22:28	あ、規制庁のナカザワですすみませんちょっと確認なんですけれども、
0:22:32	回答説明資料の1で、
0:22:35	摘果適正化する外部事象、
0:22:40	についていろいろ説明はいただいているんですけれども、
0:22:44	今回の変更申請で、
0:22:47	変更になる内部辞書は竜巻のみ。
0:22:53	ということです。他の外部事象は特に変更はないということで、
0:22:57	よろしいでしょうか。
0:23:01	はい。原子カイマイです。ご指摘の通りでございます、今回の変更許可申請で変更になりますのは竜巻のみになります。
0:23:11	規制庁の中澤です。
0:23:13	了解しました。ただ、
0:23:17	回答の方に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:19	その旨書いていただいた方がわかりやすいかなと思いますので、次の方ちょっと検討お願いできないでしょうか。
0:23:29	承知いたしました。考え方としてはすべての外部事象を、に適用するものでございますけども、今回の変更申請で元が変わるのは、竜巻のみであるという回答方針ちょっと下追記させていただこうと考えます。
0:23:47	規制庁の岡沢です。よろしくお願いします。
0:23:57	あとすいません全体的な資料の構成なんですけれども、
0:24:02	今、A4の縦、
0:24:04	何でしょう。資料でいただいているんですけど、
0:24:08	できればですね審査会合4に、
0:24:12	今日いただいている施工人の資料のような感じで、
0:24:16	家保のような形に、
0:24:20	書いていただくことができますでしょうか。
0:24:25	原子力をイマイです。はい。回答説明資料123読み方ございます資料です、パワーポイント形式での形に見直しをいたします。
0:24:37	規制庁中澤です。はい、どうもありがとうございます。
0:24:42	間瀬すいません規制庁の表ですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	今の資料の形式の話だけ先にしてしまうと
0:24:50	今のその資料はその補足説明資料としてはこれでいいと思うんですけども、
0:24:57	はい。もともと
0:25:00	会合までにできるヒアリングも限られてますので、解雇うで示す形を意図して、最初から作っていただきたいなという点あります。
0:25:13	細かい話は今回のように、
0:25:15	説明資料、
0:25:17	このような形式で、
0:25:19	集中していただくのはまた構わないんですけども、
0:25:23	ですので、介護用としてはちょっと今あるのを、ちらちら細かな書き連ねるっていうよりは、ポイントを押さえた形で、
0:25:33	まとめていただければと思います。
0:25:39	はい。原子カイマイです。承知しましたんでは、今、回答説明資料を押してご提示しました資料は補足説明資料と、
0:25:49	いう形にしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:52	回答の中の要点を絞った形でパワーポイントの形で整理すると、そういうような方針でよろしいでしょうか。はい。よろしくお願いします。
0:26:04	はい。承知しました。
0:26:06	はい。で、すみません、続けてイトウですけども、
0:26:10	最初にナカザワのお伝えしたところ、もう1回ちょっと確認をしたいんですけども、
0:26:18	これ会報からスタッフの場面でも話がありましたけれども、
0:26:25	もともと申請書のP u b l。
0:26:29	許可の本部では、
0:26:32	外部事象に対して安全性を損なうことはない設計をするっていうのは書かれていて、
0:26:39	その上でそのテンパチや検品後ですね。
0:26:43	変更の方で、
0:26:47	今回の行っているような、過般熱海載せてみる。
0:26:53	機能代替も含めて記載をされていて、
0:26:57	その上でF1竜巻に対しての措置っていうのがあったんで、
0:27:02	そこを削るだけで、もともと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:07	設計方針の対応としてはよかったのではないかという話があったと思うんですけども、その点はいかがなんでしょうか。
0:27:21	原子力イマイです。今のご指摘の出資は、
0:27:27	おっしゃる通り、現に削除をするものにつきましては、
0:27:32	F一位の記載を削除することになります。
0:27:37	ただ、
0:27:41	我々の考え方としまして、この安全機能の代替に関する記載、それから、すべての安全機能を守るというところの、
0:27:52	いわゆる明確化が自分ではないというふうにちょっと考えておりましたので、
0:27:57	今のような、ご提示新旧でも、ちょっとご提示してるような、
0:28:02	考え方、方を整理して書くべきだろうと、ちょっとそのように考えていたものでございます。
0:28:12	見込みですけども、
0:28:14	外部事象に伴って、その運転停止をしたりっていう運用も含めて、
0:28:21	ちょっと申請の中では説明をされていて言い表せているんだと思うんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:28	その上で、具体的に機能を喪失するような形ってというのは、そういう場合部長の、やっぱり選定してもカバーする部分の分析ですけども、
0:28:40	こう言うふうに考えた時に許可では、垣見平井っていうのを行っていて、今日もそれ、今回まとめていただいた表の中でも、
0:28:51	基本喪失して、大体普通なんていうのは、運転停止とかではができるところを除けば、やっぱり竜巻だけだっていうことで、ちょっと説明している内容と変わらないんじゃないかなと。
0:29:06	思うんですが、
0:29:07	逆に具体的に基本創立するべきな機能代替をするべき場面は他に、
0:29:15	ないんであれば、その竜巻以外の外部事象に対して、
0:29:21	も
0:29:23	機能代替によって安全性を損なうことなしで検討するっていうところが流出があるのかっていう点はどうなんでしょうか。
0:29:38	はい。
0:29:41	ご指摘の仕切り返しました今すべての我々の考え方の適用で
0:29:49	すべての外部事象と言いながらも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:52	大体を示すことが元がない、なければそれを言う必要はないんじゃないかということかと思いますが、
0:30:07	安全機能の考え方、適正化におきまして種別ごとに、
0:30:13	を切り分けるというところに違和感があるものでございますから、このような考え方をちょっとしているものでございます。
0:30:23	ちょっとしかしながらちょっと今、もう一度ですねその辺り、ちょっと検討するお時間いただければと思います。
0:30:35	規制庁持丸ですけど。
0:30:37	今伊東が言ったのと基本同じなんですけど、
0:30:42	やっぱりその本文で、
0:30:44	今回安全機能を喪失した際のその代替措置を、
0:30:49	変えた新たに設計方針として書いたのに、結局テンパチあけぼの法では、
0:30:56	そこは竜巻のところは何も設計方針変わってないわけですよ。仮にその点も含めて、こういうことが他の外部事象すべてに対して必要だっていうのであれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:08	本文に書くんであったら、テンパチでもそういう設計方針が示された上で、すべての外部事象について、
0:31:16	こういった安全機能を喪失した際の対応を、外部事象に対してしますとビルク変更であればわかるんですけど、
0:31:25	今回展望の方で、
0:31:27	説明したのはあくまで竜巻だけであって、その部分の変更だけなのになぜその本文で全体を対象としてるするのかっていうところは、やっぱりよくわからなくて、
0:31:39	本来であれば、最初の本文の三行ぐらいの
0:31:44	安全性を損なうことのない設計とするだけで終わっていいはずなんですよ本部としては、
0:31:50	ただ、これまでの経緯終わって、竜巻については、不通という不安で対策を変えてたり、
0:31:58	その辺の話があるので、
0:32:01	添5の方の竜巻のところの設計方針を変えて、それをちょっとわかりやすくするために半分にその部分だけ、
0:32:11	明確に、本文にも書きましたという変更なら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:16	わかるんですけど、
0:32:18	ちょっとそこはよく考えていただいて、
0:32:22	展望が変わらないのに何か点。
0:32:25	本文が変わるっていうのはちょっと、
0:32:27	すごく違和感があるので、そこはやっぱり、何を今回変えるのかっていうところをはっきりしていただいて、本文の記載を検討して、
0:32:38	いただきたいと。
0:32:40	いうことをですね、
0:32:43	この本文の記載の見直しについて、ちょっとコメント等一覧にはちょっと入ってないんですけど、
0:32:51	ちょっとそこを明確に
0:32:54	本文の外部事象の設計方針についての記載の見直しっていう
0:33:01	ところは指摘しているので、
0:33:03	そこは今後の議論を踏まえて、検討しますっていうことで今の時点ではいいと思うんですけど、コメントとしては、
0:33:12	明確に、
0:33:13	入れといてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:15	以上です。
0:33:19	はい原子力今井です。はい。今ご指摘踏まえた点、
0:33:24	まずコメントの確認、対応表の方に、きちんと追加するということ、本文の記載の
0:33:33	検討会ですね検討をですねこちらの方、
0:33:37	ちょっとお時間いただきたいと思います。
0:33:40	はい。
0:33:54	フジモリですけど
0:33:56	さっきの回答説明資料1の
0:34:00	2パラ目ですか。ここがちょっと、
0:34:03	説明が、
0:34:05	その停止と、または代替設備機器を用いることで安全性が損なわない設計としているためであるっていうところは、
0:34:13	やっぱりちょっとおかしいので、
0:34:15	本文で言ってるのは、代替措置機器の話なんでまあイトウ図からも指摘 ありましたけども、ここの言いぶりも含めて、ちょっと、
0:34:24	検討をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:28	ヘイチョクイマイです。承知しました。
0:34:42	を、
0:34:54	え。
0:35:09	規制庁側から、ステージの1について何かありますか。
0:35:21	規制庁の伊藤ですけれども、
0:35:24	回答説明資料は2番。
0:35:28	について確認をしたさせていただきたいんですが、
0:35:36	なぜと、質問2の下から二つ目の、
0:35:43	パラグラフと言えはですね、のところで、
0:35:46	化学処理装置の使用停止についてはっていうことで、
0:35:51	設工認、
0:35:52	をもって工事着手で、
0:35:56	ていうふうにあります、結城楓近くもあわせて補正するっていうふう にあって、
0:36:03	設工認の補正は負圧上旬を予定しているっていうふうにあるんですけれ ども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:09	何かこれ単体でその補正をすることは何かあまり意味がないとは言いませんけれども、
0:36:17	コストをふやすことになるのかなと思うので、施工による審査が進んだところで、その他の
0:36:27	内容と合わせて補正をするっていうことで、検討されるといいのかなと思いますがいかがでしょうか。
0:36:46	はい。原子力の荘司です。
0:36:48	はい。そうですね現状申請しています設工認の方をもございますのでその辺はですね、
0:36:56	それも合わせた形での補正も含めた形で検討を検討はしたいと思ひ、検討します。
0:37:06	はい許可の議論を踏まえて施設工認の申請の形でどういうことをイメージしてるのかっていうのを、ご説明いただく分にはいいと思いますので、それはそれで準備を進めて、
0:37:19	ご説明いただければと思います。
0:37:25	それから1、すいません。どうぞ。
0:37:30	原子力局長です。今の件は承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:34	はい。その明確さんについて追加で確認をさせていただきたいんですが、
0:37:43	油井は八木町宗の使用前確認後に、
0:37:47	使用停止のため、工事着手をします。
0:37:52	で、
0:37:56	1、
0:38:00	これ田川の固体処理棟山王有機溶媒貯槽の使用前確認を完了した後でないと、
0:38:09	一時格納庫の方に今ある廃液を移せないっていうのは本当にそういう。
0:38:16	書類になってるんですけど現状。
0:38:29	はい。原子力機構ショウジです。
0:38:32	廃液の受け入れについては受入施設ということで、現状結城駅一時格納庫に受け入れているというところですが、その代わりのもので、
0:38:43	今回 β γ 固体処理棟さんの有機溶媒貯槽の方をお受け施設というふうに変更しようとしておりますが、そちらが使用可能にならないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:54	受け入れはもうすでもうできないということになりますので、そのタイミングだタイミングということで今記載しているものでございます。
0:39:06	あ、えっと決まったのはですね。
0:39:09	下の、最初に触れた記載のところでは、
0:39:15	もう一つの施工に2Eの中で、
0:39:19	束ねて、
0:39:21	対応されるということを言っているのに対して、
0:39:25	上の、
0:39:27	記載では、
0:39:31	有機溶媒貯槽の工事と言うキャリッジ骨格な工事が、
0:39:38	P H I T S の
0:39:41	設工認、
0:39:44	見或いは園部別の使用前確認申請、
0:39:49	として束ねられるようにも見えているメーターで、
0:39:58	園木と言ってることにそごがないかっていうことを確認をしたいということなんですけれども。
0:40:03	第3一つの使用前確認申請の中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:08	ある、その工事が終わった後でっていうことを言ってるってことなんですかね。
0:40:22	はい原子力法ショウジです。そういう意味ではですねこの β γ 固体処理棟さんの有機溶媒貯槽についてはですね、ちょっと設工認の方でもありますけども、既設のものでございますので、いわゆる工事を伴わない。
0:40:36	いいものということなので、そういう意味ではですね
0:40:42	他のものも含め、工事を伴わないものも含めまして、その中の使用前確認申請で、なので確認していただければ、
0:40:52	あと、
0:40:54	いうふうに考えているものです。
0:40:58	そういうことですから施行な設工認で終わらせて、
0:41:03	使用前泊2の、そのプロセスの前後関係の中で、
0:41:08	工事着手のタイミングは調整をしますっていうことなんですね。
0:41:16	はい。技術部長庄子です。はい。宗の通りです。わかった。
0:41:32	規制庁フジモリですけど、
0:41:35	ちょっとこの資料、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:37	申し訳ないですけど全体のその流れが、言葉だけで書いてあってよくわからなくて、
0:41:44	その今出している申請せ新規性基準の設工認、
0:41:50	を補正するのか、どのタイミングで補正するのか。
0:41:55	ちょっとそこは明確になかー。
0:41:57	線表じゃないですけど、わかりやすく、
0:42:01	説明していただきたいんですけど。
0:42:04	結局
0:42:06	受け入れ施設とか使用停止とかは4挙カーが先であって、
0:42:13	許可を受けた後じゃないと普通補正。
0:42:16	できないんじゃない、まだ許可されるかどうかもわからない段階で設工認をその補正するっていうのは、
0:42:24	ちょっとおかしくて、
0:42:26	だからそこも含めて、全体のその流れをどう考えてるのかっていうのは、全体像でわかるように線表が何かにしてもらいたい。
0:42:37	ですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:38	なのでやっぱりちょっと節項に、もしその今の出している設工認で対応しようとしてるんだっただらば、許可終わった後にその辺補正があって審査の部分の審査が必要になってくるんで、
0:42:51	スケジュール的には、その辺も加味したスケジュールで、想定してもらわないと、終わらない。
0:43:01	と思うので、
0:43:03	そこも含めて、検討してください。
0:43:14	はい。原子炉表彰です。
0:43:16	はい。本部カーのに事業変更許可申請しますその許可をもって、設工認ということになるので、その辺はですね、全体のスケジュールを確認しながら、
0:43:32	補正のタイミングも含めてですね、全体の中でどのくらいになるかという事で、その辺は検討をいたします。
0:43:43	はい。
0:44:02	規制庁伊藤ですけれども、回答説明資料3のところ、
0:44:10	これ今後の店舗の変更範囲を明確にすることっていう質問。
0:44:15	起こしていただいているんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:18	どちらかという申請形式の話は私はしていたつもりであって、
0:44:29	そもそも申請のあり方として、刊本。
0:44:34	新旧も示されない形に伸張されると、変更ではどこなのかわからいませ んねっていう話をしていたので、
0:44:44	今回の変更点はどこなのかっていう質問をしていたわけではないです ね。
0:44:52	なので、
0:44:55	この補正なり、その申請の、
0:44:59	終わり方として、
0:45:01	どうされますかっていうところを、
0:45:05	お示しいただければということなんですけれども。
0:45:16	はい原子力をイマイです。
0:45:23	ご指摘の趣旨、理解しました
0:45:28	変更範囲のをお示しする形での変更許可申請例えばそういったような形 での示し方、
0:45:37	そういったことの話かと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:42	変更範囲がちょっと多岐にわたることから、それから今回はすべての外部事象は、
0:45:49	変更箇所が多岐にわたることと、
0:45:53	その記載の削除が適切かどうかというところがかなり
0:46:01	新旧だけでも、200 ページにわたるものでございます。
0:46:06	従いまして整え方としては刊本で出すべきだろうというふうに考えていたものですが、
0:46:13	一応今のご指摘を踏まえまして、ちょっと出しぎまですわね。
0:46:18	ええ。
0:46:20	申請のあり方ということを言葉につきましたは前回もお話ございましたけども、
0:46:25	申請の形式という観点で、ちょっと再検討をさせていただきます。
0:46:33	はい、よろしくお願いします。
0:46:39	規制庁藤森ですけど。
0:46:42	今までにその官報以外の、
0:46:45	形で申請したことがあるということですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:51	管理施設ではないと思います。原子力イマイです。ないんですよね。はい。
0:46:57	だから、
0:47:02	結局だからどこが変更かっていうのがわからないっていうのが、我々、
0:47:09	審査する側の、
0:47:11	非常に手間ですし、そちら側も、
0:47:15	カプコン出す。
0:47:18	ていうところは、手間はあると思うんですけどね。
0:47:22	多分だから、質問3と4とセットみたいなもので、許可申請のあり方みたいなところで一つが、
0:47:30	本文なり添付のその申請の、
0:47:35	やり方、
0:47:37	ていうの当間県ところはちょっと、
0:47:41	細かすぎるんじゃないかっていうところで、それも一つにまとめてもらっていいのでその中で0102みたいな感じで、その回答を作ってもらえれば、
0:47:52	いいと思いますんで。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:55	それで検討をお願いします。
0:47:58	はい、原子力イマイです。はい。
0:48:01	承知いたしました。
0:48:03	もともと、3と4と一緒にコメントとしていただいておりますので、合わせた形での審査会合向け資料という形で、ちょっと改めてご提示させていただきます。
0:48:18	はいお願いします。
0:48:32	規制庁側から何かコメントありますか。
0:48:40	特になければ、ちょっと待って。はい。すみません。
0:48:45	すみませんイトウですけれども、
0:48:47	回答説明資料4のところで、
0:48:55	細かいところですけど、
0:48:58	質問4って四角で、今後の中で、
0:49:02	記載の名称を検討すると、今後の審査において審議を進めていくっていうのは何か特に書かなくてもいい機会じゃないかなと思うんで、三、四点質問をまとめる中で、
0:49:16	整理というか記載を整理しておいてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:22	原子力イマイショウしました。
0:49:31	あとすいません同じ資料の中で、
0:49:36	該当の2段落目ですかね、許可整合の関係でわかりにくっていうのは、の次なんですけれども、
0:49:44	設計方針を示すための詳細評価見直しをするっていうのは、これ
0:49:50	不要な記載を落とすっていうことを意図してるのか、その評価内容を変更するっていうことを意図して1人しているのかっていう。
0:49:58	ことでいうと前者っていうことでしょうか。
0:50:02	原子力イマイです。前者でございます。ちょっと説明が不十分でございます。この後で、
0:50:09	記載を一部削除をすると、19するものは削除するといったものをちょっと述べたかったものでございます。
0:50:16	わかりました。
0:50:35	③のところの、
0:50:39	10億までに含まれないことに資料の設計方針っていうのは、
0:50:44	各条適合性の説明もしくは解釈の適合性の説明に記載するっていうのは これ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:50	添付書類5の中身に書きますっていうことを言ってるっていうことですか。
0:50:56	はい。原子力をイマイですその通りでございます。添付資料の5の中のまとめ資料で、
0:51:03	その削除のまとめ資料取っていくわけでございますけども、残さなければいけないところについては添付資料5の中に盛り込むと。
0:51:14	残していくと、そういうものでございます。
0:51:21	わかりました江藤基準適合との観点から、関係で必要なのどうかっていう視点で、
0:51:32	等、
0:51:33	もう踏まえてですね、整理をいただければと思います。
0:51:40	はい。原色をイマイです。はい。そうしました。当然ながら
0:51:45	子細な説明資料をつけてるところがございますので、何から何まで必ず残さなきゃいけないというわけでは、当然ないというのはもちろん理解しておりますので、適切に見直しをしたいと考えてございます。はい、わかりました。
0:52:02	あと一覧。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:04	質問の回答表の一覧のところであと、
0:52:07	10 時間だ、ごめんなさい。
0:52:12	6 月 6 日ラプラスメンバーの江藤いち子さんのところは、
0:52:16	口頭では評価後に、届け出をっていうことをおっしゃっていない。その方が
0:52:22	説明としてはわかりやすいので、その旨修正をしておいていただければと思います。
0:52:30	原子力を今、承知しました。
0:52:32	はい。あと、6 月 8 日の面談
0:52:35	等、
0:52:37	機構として考え方の中に該当するっていうふうにされているところで、来週以降回答っていうのは、具体的にはいつぐらいを目指して整備を進めてらっしゃるでしょうか。
0:52:50	はい、原子力イマイです。今現在大洗としての考え方をですね、お取りまとめ中でして、来週には
0:53:00	ちょっと来週末になると思いますが、ご提示できるかなというふうに考えているのでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:06	一方で機構全体となりますともう少しお時間いただきたいと考えているものでございます。
0:53:13	これと、機構全体の話をも別途動いて整理をしている部隊があるってことですかね。
0:53:29	原子力をイマイです。
0:53:31	はい大洗としての考え方につきましては、我々の所の中の橋なんか中系統にまとめて今動いてるところでございます。
0:53:42	機構全体での回答ありますと、今各本部さんの調整を今進めてるところでございます。
0:53:54	(ウ)
0:53:56	が対応しているってということですかその中身の検討。
0:54:10	はい。大塚です。
0:54:13	そうですね機構全体のところに関しまして今回ちょっとこの管理施設の面談の中でいただいたコメントっていうところがございますので、
0:54:24	どういうふうに
0:54:27	全体のところに関しては、
0:54:30	ちょっと私の方でご説明するかちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:33	どのように説明するかちょっと誤解、真木本町にご回答するかは、
0:54:38	もう少しまだ整理中ではあるんですが、
0:54:42	なるべく
0:54:45	往来とかその管理施設の回答となるべくその時間がないように、時間がないように出したいなというのがありますのでちょっとそこは申し上げませんもう少しこちらとしても整理した上でどうするかっていうのは、ご回答したいなと思います。
0:55:06	はい伊藤です。
0:55:08	あんまりずるずる後ろにずらしていい話でもないと思うので、
0:55:16	と、いつどういうタイミングを、説明をいただくのかっていうのは、大洗の先再来週っていうふうに立てましたけれども、
0:55:23	ある程度めどをつけてですね、そこに向けて進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。
0:56:06	それでは規制庁側からのコメントは出尽くしたようなので、次に施工2の資料の方簡単にご説明いただけますか。
0:56:21	ちょっと待ってね。
0:56:27	規制庁の赤沢です。あ、すみませんよろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:34	原子力機構ショウジです。
0:56:36	それでは資料に基づきまして
0:56:40	地域性基準に係る廃棄物管理制度施行人の申請についてということで、
0:56:46	変更の箇所を、をですね試験を中心にご説明させていただきます。
0:56:53	まず修正したのが、
0:56:55	2ページになります設工認の内容というところで、
0:57:01	前回、規制基準に従い変更が必要な施設、設備機器のみという記載でございしましたが、
0:57:09	へえ。
0:57:10	僕新規規制基準対応としてその工事が必要なものとですねあとバックフィット対応として新たに追加することが、することで技術基準の適合性確認が必要な施設設備機器、
0:57:22	が今回の対象だということでその記載、なお、
0:57:27	修正しております。併せてですね
0:57:32	施設、建屋からですね処理施設管理施設受け入れ施設、
0:57:36	その他廃棄物管理施設の附属施設に対してですね、今回工事が必要なのか、バックフィット対応なのかということで表にしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:47	それでそれ以降ですね、この資料を3ページ以降で説明してますものと対応できるような形でまとめました。
0:57:58	例えば建屋につきましては、工事がありませんが、バックフィット対応で新たに追加するものがイトウしていて、その詳細については次の3ページと、
0:58:07	ということでこの表と、後の説明が合うような形で修正したものでございます。
0:58:15	この表に基づきましてそれで例えば3ページでございますが、建屋に帰属する設備ということで、前は具体的な設備のみ記載をしておりましたが、
0:58:27	今回その
0:58:29	対象施設、例えばクレーンとか、
0:58:31	有機溶媒っていう気は一時格納庫も記載がありますが、申請内容ということで、どういうふうな形で今回入れたかということで、
0:58:41	クレーン等についてはですねバックフィット対応としてこの施設、天井クレーン等、
0:58:47	安全機能を持つ設備ということで追加をしているということです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:52	そちらのその追加にあたってはですね、この設工認においてですね、技術基準適合をしているということを添付で説明すると。
0:59:02	いうところまで記載してございまして、実際のその対応施設を一番右、ということで書いてございます。
0:59:09	あとは具体的に写真等ですねわかるような形に直しています。
0:59:15	全体的にこういう形ですね、変更してございまして、4ページでございしますが、こちら処理施設になります。
0:59:24	こちらもともと明日、 $\beta\gamma$ 圧縮装置Ⅰ、後で $\beta\gamma$ 焼却装置関係の搬送設備、いいですね、エレベーターもありますけども、
0:59:33	そちらの機器に対して、新世代については先ほどと一緒に、こちらについてはバックフィット対応ということになります。それでは写真の方ですね施設がわかるような形で、施設名と、
0:59:44	決め等を入れたものでございます。
0:59:52	5ページに関しましても、こちらの処理施設になりますか。
0:59:57	化学処理装置、Eは中央停止と。
1:00:00	上装置についてはですね、一部ですね。
1:00:05	分析フード、農集排管等がですね、変更になるので、そちらの記載を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:12	する、変更するということ、あとセメント固化装置についてもですね、
1:00:16	化学処理装置ので発生するスラッチ関係への処理に関わるところを、停止すると。
1:00:23	いうことで記載をしてございます。
1:00:29	あと 6 ページでございましてこちらも管理施設に関わるものということで、フォークリフト、あとエレベーター、天井クレーンということで、
1:00:40	バックフィット対応だということで記載をしてございます。あと写真の方もですね、
1:00:45	どちらのものかということで、概略がわかるような形。
1:00:50	7 ページにつきましても、こちらβγ固体処理棟 3 有機溶媒貯槽になりますが、
1:00:56	こちらは受け入れ施設として追加するということ、あとをですね、
1:01:01	いうことで記載をしてございます。
1:01:06	あと 8 ページでございまして、こちらはい。その他廃棄物管理施設の附属施設、ということで、固体別の廃棄施設の記載、こちらもバックフィット対応ということで、
1:01:20	そのを追加するもので、技術基準に適合していることを説明を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:27	申請書において、
1:01:29	説明していると。
1:01:30	対象施設も対象建屋も、この記載がある通り、
1:01:35	ということになります。
1:01:37	9 ページでございますが、これもその他廃棄物管理設備の附属施設に関 わるものということで消防設備、
1:01:45	こちらのバックフィット対応ということになります。それぞれ施設がご ざいですが、清野。
1:01:52	施設についての対応ということになります。
1:02:00	10 ページでございますが、こちらも附属施設の設備ということで電気設 備、通信連絡設備と、
1:02:10	ということで記載をしてございます。
1:02:15	最後 11 ページでございますが、こちらも附属施設に帰属する設備とい うことで、いわゆる竜巻対策でございます。
1:02:24	これは変更許可申請にて廃棄処理等の非飛来物の衝突装置の
1:02:31	配管への損傷を防止するための設備を設けると。
1:02:34	ということで、今回の設工認に使用の方を記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:40	前回の面談である程度そのイメージしやすいと記載ということで、
1:02:47	そういう意味で図が図を記載しまして、いわゆる廃棄処理等の
1:02:52	南側にですね独立した、
1:02:56	竜巻対策設備を設けるとということで、高さ 3.5 メートル、末、212 メーター以上というもの。
1:03:05	こういうものを設置するというような設工認の記載になってございますが、このものを設けると。
1:03:14	ということで部の方も記載したと、追加記載しております。
1:03:22	えっと今回の市、
1:03:25	市布施、修正したところは以上でございまして、
1:03:29	今前回で添付してございました添付資料 1 につきましては、
1:03:35	前回の他のを試験炉施設の
1:03:39	資料参考にとということで、今の H T T R の方ですね、
1:03:44	資料参考に資料作成を進めているものでございます。
1:03:50	さらに添付資料 2 についてはですねちょっと全体的に星取表というか、金判例を元にですね再度ちょっと見直しをかけているところです。
1:04:01	資料 3 についてもですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:05	許可と設工認のずれというのがございましたのでその辺の全体の見直しも進めているというところで今回については概要資料のみということになっております。
1:04:18	説明については以上です。
1:04:20	はい、ありがとうございます。規制庁から何かあったでしょうか。
1:04:27	東郷。
1:04:30	規制庁中澤ですけれども、今作業詰めていただいている、
1:04:35	添付資料 123 ですかね。
1:04:38	いつ頃までにできそうでしょうか。
1:04:49	はい、原子力機構ショウジです。
1:04:51	施設がいっぱい、施設が多いというところもあって、横並びも含め、確認作業は進めているところですが、
1:05:02	ちょっと
1:05:04	来週後半ぐらいになるかなというふうには考えております。
1:05:22	規制庁伊藤ですけれども。
1:05:27	H T T R の資料を参考に、まず考え方を整理いただいてっていうふうな話があったと思いますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:35	これ何でそういう作業というか、整理を、
1:05:40	まずしていただく必要があるかっていうのは、今回の設工認申請で、説明すべき大事な点って何なんですかっていうのを、
1:05:53	整理いただいて、その考え方に基づいて、その介護用資料を構成いた きたいという意味で
1:06:01	コメントさせていただいているところでして、
1:06:05	そこは進まない、本來說明すべき要点って何なのかっていうのは出て こないんじゃないかなと思っているんですが、
1:06:16	その点いかがでしょうか。
1:06:30	はい、原子力のショウジです。
1:06:32	はい。そのままおっしゃる通りかとは思いますが施設があって、多いとい うことでその施設に対してそれぞれ当然ながら、条件変わってくるとい うことで、
1:06:44	それに対して何がそこで何を説明しなきゃいけないかというのが、
1:06:49	資料2を作ってますね、まとめてそれをもとに説明すると。
1:06:56	ということになるので、そういう意味では、はい。おっしゃる通り、いい です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:10	そういう意味ではですね。
1:07:13	あまりちょっと今の資料を、
1:07:16	細かく、
1:07:21	にして修正いただくよりも、まず
1:07:24	整理をさ、先に進めている。
1:07:27	御説明設定の整理を先に進めていただいて、
1:07:31	会合で示していただく資料を、
1:07:36	の形を整えていただくのか、優先最優先じゃないかなというふうに思い ますし、
1:07:45	すみません、多分、
1:07:47	いくつかの東京行く今いただいている資料でわからないけど、ありますの で、
1:07:54	教えていただきたいと思うんですけれども。
1:08:01	例えば普通、通信連絡設備とかあの辺りっていうのは、
1:08:07	設備要求自体が新しく追加になっているところでもあるので、
1:08:14	そこについて説明があるっていうのは、
1:08:18	分かれる部分でもあるんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:23	それ以外の資料の3ページ以降で触れているような、
1:08:28	プレインとかですね。
1:08:34	はい。
1:08:37	固体廃棄物の廃棄施設とかですか。
1:08:41	っていうのがそうなんで、
1:08:45	今回、しかもその安全機能を持つ設備っていうところだけで、
1:08:51	エントリー、
1:08:52	されるのかと。
1:08:54	ていうのはちょっとすんなり入ってこなくてですね。
1:08:58	クレーンとか搬送設備というのがあるのかもしれないですけども、ちょっと教えていただけますか。
1:09:22	はい。原子力総合装置です。
1:09:24	今回追加したものにつきましては例えば、
1:09:29	クレーン等はですね、
1:09:32	当然
1:09:33	現状の
1:09:35	規則等ですね、比べてですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:41	以前というか以前からあったものでございますが実際にその廃棄物を運搬する取り扱う設備になるので、その
1:09:52	何かあるとその影響が大きいというところがあってですね、我々としては今回の
1:10:01	設工認の中でですね、
1:10:03	そういうものを、直接的ってか、影響のあるものという意味では、クレーンとか、
1:10:11	あとは排気設備とかですねそういうものを新たに
1:10:16	その安全機能をという意味で
1:10:19	有するものということで設備として追加させ、追加して申請したということでございます。
1:10:29	はい。規制庁伊東ですけれども。
1:10:33	機能喪失時に影響が大きいってことであれば、多分 12 条以外にもその適合すべき条文あるはずであって、
1:10:44	かつ既設であれば、すでに
1:10:48	基準適合を購入の中で示されている。
1:10:53	べきものだと思うんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:56	そこが何か説明がちょっとちぐはぐな気がするんですが、
1:11:02	説明がない或いは
1:11:04	位置付けが不明確な気がするんですが、
1:11:21	はい原子力法ショウジです。
1:11:24	はい。その辺はちょっと改めまして、その辺がわかるような形でですね、説明をさせていただきますので、
1:11:33	あと、ちょっと検討させて、検討させてください。
1:11:46	規制庁始まりですけど、確認ですけど、
1:11:50	今回追加する天井クレーンとか、
1:11:56	ていうのは、新規制の許可のときに、
1:12:01	許可の段階で設備として新たに追加になったってということですか。
1:12:30	やってもらおう。
1:12:33	はい原子力機構ショウジです。
1:12:36	はい。そういう意味ではですね今、
1:12:39	許可を受けている許可書ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:43	に、新たに追加になったということで、そういう意味では、その安全機能を有する設備の中の一つとして許可の中に記載されているということもあって、それをもとに設工認の方で反映したという形になります。
1:13:01	はい。だから今までは許可上も入ってなくて、そこにもだから出てなかったけども、新規制の許可のときに、
1:13:12	抜けてたってということで、新たに、
1:13:15	追加したものが、今回設工認でも出てくると。
1:13:18	そういう理解でいいんですね。
1:13:24	はい。原子力をショウジです。はい。
1:13:28	その1回、はい。はい。
1:13:31	その理解となります。
1:13:33	そうした場合に、
1:13:37	何かよくわかんないけど、バックフィット対応として新たに追加するこ とで、
1:13:42	て書いてるんですけど。
1:13:44	ちょっとこのバックフィットっていう言葉は、
1:13:48	規制庁規制委員会側としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:52	今までその規制要求がなかったものを、
1:13:58	後からその規制を休暇して、例えばその実用炉の例でいうと、皮膚D G の薬とか何か被覆管の耐震バックフィットとかですね。
1:14:10	そういうまさにその基準として新たに追加で要求して対応してもらいの バックフィットって言うので、
1:14:21	先ほどのあれだ途端に抜けてて、追加しましたっていうのは、バックフ ィットでも何でもないので、
1:14:29	ちょっと言葉として、すごく違和感があるので、
1:14:34	ちょっとう。
1:14:36	基本はだから許対応で新規基準のときに追加された設備を、今回設 工認でも出したっていうところで、
1:14:45	説明してもらわないと、よく意味がわからないですね。
1:14:59	はい。原子力法ショウジです。
1:15:01	はい。
1:15:02	今の件を承知しました。資料のですね2ページ以降ですね、そういう形 で説明していますので、その辺はですねわかるようにですね、全体的に 見直して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:16	わかるような形で修正いたします。
1:15:21	はいフジモリですけど
1:15:23	だから、
1:15:25	何か
1:15:27	(1) から (5) の括りで書い
1:15:31	ててもういいんだけど何か最初に
1:15:35	どういう申請内容として何なのかっていうのはちょっとやっぱり全体像 が全然わからなくて、
1:15:43	処理施設とか、
1:15:46	何か、
1:15:47	(1) から (5) で分けてるだけだと。
1:15:51	わからないので、何か。
1:15:53	さ、最初にだから、新規基準で追加した設備の、
1:16:00	設工認への反映。
1:16:03	ていうので、
1:16:04	こういうセンスがあって、
1:16:06	あとは新規基準で火災、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:10	対応とか避難、
1:16:12	避難通路、照明とかそういうなんでしたっけ、ちょっとそう。
1:16:17	あれですけど新規性基準で、
1:16:20	対応が必要となった、設備としてこういう消火設備とか、
1:16:25	安全避難通路とか、そういうもの、
1:16:28	申請。
1:16:29	あとは、使用の停止に伴う申請とかは、
1:16:35	そんぐらいなのかな。
1:16:37	ちょっとそこの括りを最初に何か、
1:16:41	説明してもらわないと今のこのバックフィット対応としてじゃ全く意味 がわからないんで、
1:16:49	ちょっと設工認のこの申請内容、
1:16:52	最初にちゃんとわかるように、
1:16:56	記載していただけますでしょうか。
1:17:04	はい、原子力ショウジです。はい。お伺いいたしました。全体、まず最 初に全体、どういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:13	理由で、今回の申請に至ったかというのは、正確にですね記載して申請内容がわかるような形。
1:17:20	に記載するよう検討いたします。
1:17:26	はい、お願いします。
1:17:41	規制庁の伊東ですけれども、
1:17:45	許可の方は、質問に対して、どういう考え方が、リスト化していただいているんですけれども、前回細かい点も含めていろいろ質問をさせていただいて、
1:17:57	いた整理をしますというふうに預かれてる点がたくさんあると思うので、
1:18:03	ちょっと今、どれが検討中なのかっていうのはうちのリスト整理いただいてると思うんですけれども、
1:18:09	し改めて示していただきたいと思います。
1:18:22	はい原子力をショウジです。はい。はい、承知いたしました。
1:18:51	ちなみにすみません資料の 11 ページのところで、
1:18:55	廃液処理棟 II の方々に建てる

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:00	竜巻対策の設備っていうのがあって、これは申請書上何かどういうスペックの設備なのかとか、
1:19:08	どういう飛来物。
1:19:10	を想定したって生じる荷重に対して、どのくらい体力があるのかみたいな説明って入ってましたっけ。
1:19:30	はい、原子力のショウジです。
1:19:32	現状の設工認、申請書についてはですね、具体的にそこまで、何が対象物飛来物に対してという記載はあるかと思うんですけども、具体的に何かというのまでは記載はなく、
1:19:46	そういう書いてありませんがその対象物に基づいたものが守れるようにということで、その設計仕様を書いていると。
1:19:58	いうものでございますので具体的にこういうものが、という記載は、飛来物という位置付けでは書いていますが、具体的な記載はありません。
1:20:10	規制庁の伊藤です。
1:20:12	許可段階では設計方針って意味でいいと思うんですけども、詳細設計として十分なステップがあるかっていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:21	見せるべき部分は見せていただく必要があると思うのでちょっとそこはこの準備をお願いいたします。
1:20:32	はい原子力表ショウジです。よく承知いたしました。
1:20:58	はい。
1:21:31	規制庁のイトウですけれども、すいません確認をさせていただきたい点がありまして、
1:21:40	廃液処理棟。
1:21:43	灰処理棟自体のその耐震クラスって、
1:21:46	ズラッククラスでしたっけ。
1:21:54	1 労基法ショウジです。
1:21:56	廃棄処理棟の建屋としては、耐震Cクラスになります。
1:22:01	はい。では井鳥損処理槽の中の設備についてはどうなんでしたっけ。
1:22:14	原子炉機構ショウジです。
1:22:15	廃棄処理棟の中にはいろいろな装置ございますが、その中でも廃棄しは、除廃液蒸発装置に、
1:22:24	にですね、セルがございますが、そう載せるがですね、耐震Bクラスになっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:34	はい。そうすると、例えば
1:22:39	Bクラスに応じた地震が起きた場合ってというのは建屋損壊する前提だと思っ うんですけども、
1:22:47	これ落下普通によって、セルは
1:22:51	だから耐えるっていうそういう評価になってるってことですかね。
1:23:09	はい、原子力ショウジです。はい。セルに関しましてはそのような、も つという評価。
1:23:15	になっております。
1:23:19	なるほど評価結果は許可段階で示されてるってということですか。
1:23:33	はい。月6ショウジです。
1:23:35	はい。評価についてはですね許可のところですね、
1:23:40	評価をしているので、そこに結果は記載されております。
1:23:47	以上ですわかりました。
1:23:59	規制庁の伊藤ですけども、
1:24:04	前回お示していただいたのを、基準適合の関係でいうと12条の、
1:24:10	要求の中で、
1:24:12	試験検査補修とかっていうのがありまして、これOWTFの時では、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:18	方針だけではなくて具体的にどう対応するのかっていうのを、整理を示していただいていたんですけども、
1:24:26	スライド今回の申請の中で、
1:24:31	申請書なりでは示されているかという、まだ示されていないというこ とでしたっけ。
1:24:52	はい。原子力をショウジです。現状の設工認申請書自体にはですね具体 的な対応ということでは、書いてございませんが、
1:25:02	当然それー、そちらについてはですね当然説明。
1:25:06	津崎。説明する必要があるというふうには考えています。
1:25:11	あ、えっとイトウですありがとうございます。
1:26:14	ちょっと確認をさせイトウですけども確認させていただきたいのは、
1:26:19	前回了承のところ
1:26:23	基準適応のある場所のところで、いくつか質問させていただいてるの は、クライアントをいつ回答いただけたらと思っておけばいいでしょ うか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:45	はい原子力機構ショウジです。そういう意味ではですね全体的に前回ご指摘いただいたところもあるので、その辺を全体見直しながらですね 今、
1:26:56	資料の方を作成しているということもありますのでその資料とあわせてですね、回答ということになると思いますので、
1:27:04	地方の方は先ほども言いましたが、
1:27:09	練習ぐらい後半ぐらいにはというふうには考えてます。
1:27:18	それは
1:27:21	わかりましたというか、
1:27:25	わかります。
1:27:27	それを、
1:27:28	言うと、
1:27:30	わかりました。はい。
1:27:54	結構拝見していると細かい点、今お伝えしている点以外にもたくさんあるんですけども、
1:28:05	为什么呢
1:28:13	作業をもう少し何か

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:17	スピードアップするというか、なんでしょう。
1:28:23	それを、
1:28:25	これ何か質問と回答のキャッチボールをもう少しスムーズに進めて、
1:28:31	行くための工夫で何かできないかなというところをちょっと伺いたいですけれども。
1:28:37	何か何が主な要因になるんでしょうね。
1:28:57	原子力をイマイです。その点につきましては、今回回答が例えば本日、一部、
1:29:06	回答整理表ですね、取ってないところがございました。
1:29:10	で、
1:29:12	そういうところも踏まえまして、ちょっとこちらの方では、
1:29:15	一部、満額本部さんとも、コメントの整理等を力いただくということもお話をちょっとしております。
1:29:24	また、内での取り組みをちょっと一部応援ご協力いただきながら、ちょっと体制を整えていきたいと考えておりまして、
1:29:34	物とキャッチボールについてちょっとうまくやっていきたいと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:39	ちょっと申請に関わる今後の進め方のお話もちょっとございました。その辺りも整理してですね、
1:29:49	設工認の補正についてのタイミングですとか、
1:29:54	いつ、新さ一時期を担うのかそういうところも踏まえてちょっと全体的なことも踏まえて、
1:30:01	改めてちょっとご説明したいと考えております。
1:30:07	はい江藤それはいつごろのイメージ。
1:30:10	できればいいでしょうか。
1:30:14	はい。ちょっと工程につきましては機構内のちょっとオーソライズするということのちょっと時間もございます。所をそれから機構としての確認ということございますので、
1:30:24	ちょっと今お時間いただくことを考えております。
1:30:29	ちょっと7月頭ぐらいですね、その辺りにはと考えております。
1:30:40	少しめどというか、いつ頃提示できるのかっていうのを、中でもでいた だいて、改めてちょっと教えていただければと思います。
1:30:54	はい。今ご指摘ご確認等いただいていることにつきましてコメント回答例 えば整理表のような形でですね、いつ頃なのかというところをはっきり

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ご提示した上でちょっとキャッシュをさしていただきたいと考えるのでよろしくをお願いします。
1:31:11	はい。あまりそうヒアリングをずっと続けてってという形はよろしくないと思ってますので、
1:31:19	まず会合のところで、その大枠をちゃんと示せるような準備っていうのを、
1:31:24	を念頭に進めていただきたいと思います。
1:31:29	当然
1:31:31	そうであればある程度日付を意識してですね、調整を進めていただくということだと思しますので、
1:31:40	よろしくをお願いします。
1:31:44	はい出向イマイショウジました。審査会合では教科の設計方針ご質問いただいてきました回答と、設工認保安規定の論点のご説明だと考えておりますので、
1:31:58	ご指摘のように進めていきたいと思います。
1:32:10	すいません加来本部大塚です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:12	正木。今後ちょっとコミュニケーションといいますかキャッチボールのやりとりの強化の一環として、
1:32:20	本日以降ちょっとご面談の中でいただいたその御町からのコメントですとか、宿題をちょっと改めてか再確認するちょっとお時間をちょっといただきたいなと考えているんですが、
1:32:33	まず先ほど、
1:32:35	許可、設工認、
1:32:40	本庁からのコメントですとか、
1:32:43	やらなきゃいけないところか、数と10何個すでに出てから、と思うんですがそれに関してこういった意図ですかっていうところ。
1:32:50	面談の最後で、ご確認させていただきたいんですがそういったお時間とかをいただくことって可能でしょうか。
1:32:59	はいとその日にあったコメントについてって、
1:33:02	どうですか。
1:33:03	はい、その通りです。
1:33:06	結構ですけれども、メーカーのやりとりの中で意図がわからないところはその場ではっきり聞いていただければ、必要十分かなと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:19	わかりました。
1:33:21	そうしますとあくまで例えば御庁からのコメントの中で趣旨ですとか、 そういったところの確認は、お時間いただけるとしてそれ以降、
1:33:32	何て言ったらいいんでしょう。
1:33:34	簡単なもの。尾上。
1:33:36	こういったことですかっていうところの再確認というのは、目標といい ますか、運用ですけれども、
1:33:46	最後のところで、改めて特にわからなかったところとかこういった一旦 受けとめたんだけれども、
1:33:55	何を意図しているのか、ちょっと理解しかねるっていうところがあれば そこは最後の場面で再度聞いていただければ結構です。
1:34:07	わかりました。ありがとうございます。
1:34:23	はい。
1:34:26	えっと、では次の資料の説明をお願いしたいと思います。保安規定の補 正申請について、書いた部分を簡単にご説明。
1:34:38	お願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:48	原子力機構の植木です。お手元の資料ですね新規制基準に関わる廃棄物管理施設保安規定の補正申請ということで、こちらの変更した箇所についてご説明いたします。
1:35:00	変更箇所につきましては、1 ページ目の中段のところになります。こちらの補正の今回の補正の経緯になりますが、こちらの方にですね、
1:35:10	平成 28 年に新規制基準対応以外の記載を削除して、補正を行ったものと、それから削除した。それ以外を削除した新規制基準対応、
1:35:21	の部分を新たに内容としては変更申請を行ったというふうに内容の変更してございます。
1:35:30	その他続きまして、変更した箇所ですが、3 ページになります。
1:35:36	3 ページにつきましては、今回補正申請の内容といたしまして、前回ですと、この内容につきまして 3 ページの方って書いてございましたが、これら三つの項目に対してですね、細かく、
1:35:48	内容の地域の方行いました。
1:35:51	それについてですが 4 ページ目になります。
1:35:56	6 ページからですが、こちらは新規制基準への対応ということで、こちら、1 から 5 項目、次、最後のページまでありますが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:05	伊勢地域の方行っています。
1:36:07	まず一つ目としましては、遮へいに係る事項としまして、これについては、放射線業務従事者以外のものについては、大洗研究所の機器内部の規定であります、
1:36:18	補正安全取扱手引きで定めるということ、条文の方に追加するということがございます。
1:36:24	それから、火災等による損傷の防止に係る事項といたしまして、これらの項目について、起きたものに追加するということを追記しています。
1:36:33	につきましては、原則として管理区域には、可燃物の
1:36:38	保管しない。
1:36:39	ということそれから、
1:36:41	貨物保管しないんですが業務に必要なものが、遂行する上で必要となりますので、そういったマニュアル等ですね、そういったものについては、保管する作業で金属製のキャビネットで保管することと、
1:36:53	ということと、それから金属製客宛に保管できない場合については、不燃物、不燃材ですねそういったもので覆ったりとか、そういったものをそちらについても追加するということ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:03	それから、火災発生時の措置ですね。
1:37:06	それ、それについては内容としましては、初期消火、それから可燃物それから廃棄物の隔離であったり、焼却処理を行っている措置につきましては、
1:37:16	L P ガスの供給を停止したり、それから 9 回既設停止したと。
1:37:21	そういったものにつきましてはこの規定の下部規定がございますが、こちらの廃棄物管理施設の運転手引きに定めるということをこの基金へ設計の方行っています。
1:37:34	それから次のページにいきまして、
1:37:36	W E B からの書類による損傷の防止に係る事項ということで、事象につきましては、竜巻それから火山活動による火山降灰、小、
1:37:47	降下火砕物、
1:37:48	の発生時、それから生物学的事象、それから、森林火災発生時、適切な事象について対策を行うというふうにしています。
1:37:58	それにつきましては、そういった外部事象の発生に備えた資機材を配布することと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:04	いうことと、こういった事象が発生しましたら処理作業を停止して、施設の運転を停止すること。
1:38:10	また、竜巻と火山活動の港口火砕物の発生については、所内できておる規定しております。竜巻措置要領、それから火山降灰物のように、
1:38:22	基づいて対応するというを規定に出ています。
1:38:26	これらの具体的な内容につきましては、同様にですね、廃棄物管理施設、運転手引きに定めるということで、次の方行っています。
1:38:35	次に、次のページに行きまして、
1:38:41	追加するのが
1:38:42	管理施設への不法な侵入の傍証。
1:38:45	に関わる事項としまして、まず管理区域内の持ち込みの持ち込み品の管理値確認についてですねそういったものを、
1:38:53	の確認について、追記をしております。それから、菅。
1:38:57	施設以外ですと、研究所内に搬入する、例えば郵便物でしたりとか、貨物について確認することについて、本規程の方に追加しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:10	それから新規制のソフト的な対応の対応としまして予備電源に関わる事項としまして、内容につきましては、予備電源の切り換え試験、それから、
1:39:20	可搬型による模擬負荷試験についてですね、設備の性能に関わる部分ですけどそういったものについては、の方に追加しております。
1:39:29	以上が新規制に関わるソフト的な対応の関わる部分になりまして、次はですね、
1:39:36	固体廃棄物減容処理施設の運転に改正に向けた対応ということで、次の7ページ。
1:39:43	から、8ページに戻ってございます。こちらにつきましては、今現在動いている既設の廃棄物管理施設の運営といたしますか、運用の方、
1:39:53	今、入り込む形ですね、組織と、それから、まず、その際に関わる、今ですと、減容処理準備室長のところの職務、追記の方を伺っております。
1:40:06	それについて7ページ8ページという形で地域の方行っております。
1:40:12	それから最後に3項目のうち、三つ目になりますが、今般申請しました廃棄物管理施設、事業、事業許可の方の申請内容の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:25	追加ですね、になります。
1:40:28	まず一つ目が、結城排気廃液一時格納庫の使用停止に伴う対応ということで、こちらがまず一つございます。
1:40:38	これにつきましては、有機廃液一時格納庫の使用停止に伴いまして、巡視、それから受け入れ、保安全管理に係る部分を削除しております。
1:40:47	それから、その代わりに追記いたします。結城は、溶媒貯蔵について、受入施設として追記すること、それから巡視、それから保安全管理に係る事項について、追加をしております。
1:41:00	追加の追加になる対象に、
1:41:03	追加となる本規定の対象箇所といたしましては、下にございます別表の部分ですね、そちらの方が該当いたします。
1:41:11	それから、化学処理の使用停止に伴う対応ということで、こちらが処理装置の使用停止に伴って、中止それから点検に係る部分を削除しております。
1:41:21	それから、化学処理の分析フードで行います。液体処理。はい。液体廃棄物、Cの区分の方へ月でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:29	それに関わる部分についてはこちらの決定の分、それぞれ対象となっております。
1:41:34	最後に、一番最後のページになりますが、それら二つの部分ですが、使用停止した設備機器の管理ということで、U K 廃液一時格納庫、それから、
1:41:46	化学処理装置について、使用停止中の地主ですね、について、廃棄物管理施設の運転手引きに定めるということについて保安規定の方に追加するという内容を追加してございます。
1:41:59	説明としては以上となります。
1:42:03	ご説明ありがとうございます。規制庁側からな、何かありますでしょうか。
1:42:18	あ、すいません規制庁ナカザワですけれども、
1:42:21	説明資料の1ページ目のところで、検査制度の見直しや線量告示等々を含めて保安規定の技術を変更する。
1:42:31	いうふうにあります、その次の2ページ、
1:42:34	を見ると、
1:42:36	次に右側の率のところ、検査制度、線量告示、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:43	による改正は認可されているように見えるんですけども、
1:42:47	これ、いただいている新旧では、この認可されたものも、
1:42:53	下線が引いて、
1:42:56	変更検討箇所というふうになっているのでしょうか。
1:43:10	原子炉機構はいいです。そうですね。
1:43:14	今おっしゃったように、こちらの右側をやります線量告示であったり、 検査制度の見直しですね、そういったものも含めて、今回の補正の ところでも、入った内容となっております。
1:43:28	規制庁中沢です。となると、
1:43:32	すでに認可されたものと、認可されてないものが、
1:43:38	おなじ下線を引いてある部分になって、
1:43:42	いるってということなんでしょうか。
1:43:45	それだと、あの辺、
1:43:53	まだ認可されてない部分と認可した部分。
1:43:57	はい。認可されてる部分が
1:44:00	区別できるような申請書になって、
1:44:03	出るのでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:07	石垣高野アオヤギです。今回申請させていただいた内容ですが、新旧を二つ作ってございます。
1:44:14	まず一つは、
1:44:16	こちらの平成 20、8 年ですね、8 年に、最後に申請しました、一部補正しましたところからの、今までのこういった検査制度の見直しであったり線量告示の見直し、
1:44:29	あたりというものを含めた、新旧対照表がまず一つ。
1:44:33	それから、こちらの右側ですねすべて、検査制度であったり、それから線量告示、それから組織の改正とかですね、そういったものを含めた、現行の保安規定ですね、そういったものを、
1:44:45	この変更箇所の
1:44:47	の新旧を、二つですね、用意しております。
1:44:52	中澤です。わかりました。ありがとうございます。
1:45:43	あ、
1:46:34	あ、
1:46:40	規制庁のイトウですけれども、
1:46:43	こちらも前回コメントをさせていただきました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:49	今日加瀬工認の約束事項をどう保安規定で受けているのかってところの、
1:46:56	を整理した資料。
1:46:58	ていうのはいつ頃提示いただけるよろしいでしょうか。
1:47:05	はい。
1:47:20	原子力機構阿部です。
1:47:22	まず現在、まず作成途中でございまして、あとあわせて、保安規定の審査基準ですね。
1:47:29	この表につきましても、並行して作っている段階ですので、
1:47:35	そうですね。
1:47:36	来週の
1:47:37	終わりというか末、
1:47:39	ですかね。
1:47:40	できるだけ早く着いた、いたしますが、
1:47:44	金曜日めどに、
1:47:46	作成したいと思います。
1:47:56	規制庁の進捗は承知いたしました。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:27	あ、すみませんとイトウですけども、
1:49:30	浜野さんの資料の5ページの、ちょっと記載の内容について少し確認をさせていただきたいんですけども、
1:49:39	③の解説長に係る事項ということで、
1:49:44	1個、1ポツから4ポツまでの記載を書いていたっていて、
1:49:51	具体的な措置内容については運転手引きに定めるというふうにあって、
1:49:56	運転手引きと3ポツにあるようなこの要領、
1:50:02	との関係。
1:50:04	ていうのはどういう、包含関係っていうか紐づく関係にあるのかっていうところ。
1:50:11	と、1ポツ2個で行っている内容っていうのはどこに書かれるのか。
1:50:17	ていうところをちょっと教えていただけますでしょうか。
1:50:44	技術機構の植木です。
1:50:46	1ポツ、2ポツですね、外部事象発生時に備えた試験の配備ということと、それから処理作業を停止ということについては保安規定に、
1:50:56	明記するようにいたします。そういうこともありまして、管理、
1:51:01	他の施設の運転手引きの方にも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:03	同様に今、吉尾さんについて入れていくというようなことになります。
1:51:08	それから、所内の、夜であります、竜巻措置要領、それから、当然、
1:51:14	降灰経過よりですね、そういったものにつきましても関連が取れるようにですね、同様に、関連のですね、廃棄物管理施設のDBの方にも同様にこういった対応するというふうに、
1:51:28	関連の方も紐付けですね、そういったものをしようと思っております。
1:51:48	規制庁の伊藤です。ありがとうございます。
1:51:51	別に職員が保安規定上明確に書くってことで書かれているってことですね。
1:51:58	今。
1:52:02	あと保安規定、ちょっと今
1:52:07	伴本は手元にないので、
1:52:13	すぐに確認できないかもしれないんですが
1:52:16	一方、3ポツ目と4ポツ目のところは1号案件に対するその一次文書とか二次文書との関係でいうと、
1:52:25	それぞれどこに位置付けられるのかっていうところをちょっとレベル感の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:29	をして確認させていただいてもいいでしょうか。
1:52:51	原子力機構挙げです。こちらの竜巻等火山については、場所で定めてお りますところになりますので二次文書、
1:52:59	位置付けとなります。
1:53:07	ありがとうございます。
1:53:19	は原子力総合ショウジです。
1:53:21	一つですね最後の運転手引きに関しましては、こちらの保安規定の方に 記載してございます。保安規定上ですね、3、定めなければならないと いうことで管理し、
1:53:34	そこに書いてあります二次文書ということになるんですかね。
1:53:38	そういう位置付けの運転手引きでございます。
1:53:44	はいありがとうございます。
1:53:58	3 ポツ目の竜巻方のところに
1:54:02	1 ポツ 2 個ついている
1:54:07	機能喪失時の可搬対応みたいなところとか運転停止の部隊があれですけ ど、そういうことですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:33	すいません原子力機構ショウジです。具体的にその1ポツ2ポツについては、
1:54:40	規定のほうに記載するものでございますが、
1:54:45	各これについてはその施設程度の対応ということになります。3ポツの ですね竜巻措置とか火山降下警戒要領とか、これについてはですね
1:54:57	新居所長の要領等で一般的な措置が書かれているので、それを行うにあ たって、我々としてはその資機材を配置したり、運転施設の方では運 転、どういう対応するかということで、それについては処理作業を停止 したり、
1:55:16	D B施設の運転を停止したりという形になりますので、その竜巻容量と かそちらに具体的にその施設を止めるとか、
1:55:25	そういうものが記載するかというものではないものでございます。
1:55:31	そういうことですか。
1:55:34	そうすると例えばですね。
1:55:40	また、許可で行っていたような、
1:55:43	竜巻に伴って、飛来物で機能喪失した設備がありましたってということに 対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:52	<p>配備している資機材を持ってきて対応しますっていう、行動についてはここで記載をされるのかっていうのを確認させていただきます。</p>
1:56:11	<p>原子力法ショウジです。その具体的なものにつきましては保安規定にも定めますし、その保安規定に基づく運転手引き、廃棄物管理施設と運転手引きの中で定めるということになります。</p>
1:56:26	<p>運転手引き側、えっとですね、わかりましたありがとうございます</p>
1:57:59	<p>資料の構成っていうところで確認なんですけれども、9ページ目のところで、</p>
1:58:05	<p>①②で、</p>
1:58:08	<p>具体的内容の提供っていう形で飛ばしているんですけども、これは何か説明資料として別表を付けるっていうことを見通しているのか。</p>
1:58:19	<p>大変に申請書のところにありますっていうことを許してるのかどっちなんでしょうか。</p>
1:58:35	<p>研修機構はいいです。こちらにつきまして別表の部分につきましては、次にある、保安規定の、</p>
1:58:43	<p>ところですねそちらの別表の部分になります。ですので、今回の申請している部分ですね、あります。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:50	説明資料としてこの図をつけるわけではないということですね。
1:58:55	そうです。
2:00:31	規制庁始まるんですけど、
2:00:33	確認ですが、新規制基準への対応で、
2:00:38	追加した項目っていうのは、
2:00:42	もともとその新規制基準への対応申請はすでに、
2:00:47	なされていたのに、
2:00:49	その時には抜けて抜けちゃってた。
2:00:52	ということなんですか。
2:00:54	何かここは何か追加になった経緯があるんですか。
2:01:11	はい。それと原子力法ショウジです。
2:01:13	その辺の経緯はですね、もともと申請
2:01:18	平成 26 年 3 月時点で申請した時にはですね、
2:01:22	そういう意味では新規制基準対応というものの記載についてはですね、 予備電源、
2:01:27	A の項目だけの申請ということで進めておりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:35	なので今資料で言いますと6ページのところの、⑤ということになるんですがこの部分のみ、
2:01:43	の記載ということで新規規制基準対応ということで申請をしていたものでございますので、この平成20、
2:01:52	8年の12月のときに、新規規制基準対応のものとしては、この予備電源のところだけ残した形で、現状今の状態になっている。
2:02:03	いたと。
2:02:04	ということなので今回それにさらに新たに新規請求対応の項目を追加し、
2:02:10	した補正を出したと。
2:02:12	ということになります。
2:02:16	ちょっとよく説明がわからないんですけど、
2:02:22	⑤だけ違う。
2:02:33	はい、原子力構想ですすみませんちょっと後、説明不足でございます当時ですね、26年の時にはですね具体的にその対応と決まっていないう状況もあってですね、
2:02:47	その中で予備電源についてはですね当然予備電源をしなきゃいけないというのが許可で記載されていたので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:56	そういう意味ではその部分のみの申請ということで
2:03:01	確かにいて、指針案規定の申請の期限があったかと思うので、その合わせる、それまでに申請しなきゃいけないというところございまして、
2:03:12	予備電源の記載を追加した、申請をしたと。
2:03:18	いう経緯がございます。
2:03:22	他の①から④はどうなんですか。
2:03:32	登坂原子力をショウジです。そういう意味ではですね新規制基準としての事業変更許可がまだ
2:03:39	許可されていないという状況だ。
2:03:42	おっきい状況でありましたので、そういう意味では、
2:03:47	その辺の記載が、逆にできなかったということになります。
2:03:56	なるほど。
2:03:59	わかりました。とりあえず申請だけしてたけど、内容はあまり追いついてなかったっっちゃうことですね。
2:05:45	を、
2:07:53	ほかに規制庁側から何かありますか。
2:07:59	よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:04	はい。では最後に大洗廃棄物管理施設さん何か確認したい点ありますか。
2:08:13	はい小原は廃棄物管理施設です。ちょっと1点
2:08:18	許可変更に係るご質問回答のところちょっと確認をちょっと確認させていただきたいんですがよろしいでしょうか。
2:08:25	はいお願いします。
2:08:29	ご質問回答3のところ申請のあり方ということでお話ししました申請の形式ということでございますけども、
2:08:39	今、我々の考え方としましては全体をお示しする、変更が多岐にわたるという観点での刊本という出し方を出させ、
2:08:49	考えておりました。また、あわせて参考資料としましては、官報の新旧それから、変更箇所だけの新旧ということで、
2:08:59	参考資料という形でございますが、ご提示させていただいております。
2:09:05	ただ、審査という観点では刊本である。そういう観点から、その間本ではわかりにくい。そう言ったご趣旨でよろしいでしょうか。
2:09:20	規制庁の伊藤ですけれども、
2:09:24	これ介護会合の後で少し触れていましたけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:30	一つは今おっしゃっていただいた通り、どこが審査対象なのかがわからないっていうのが、
2:09:37	一つと、あとは
2:09:42	変更点が明確になってないことによって、そのすべての確認をしなければいけないっていう
2:09:51	追加の作業が我々としても発生をして、
2:09:56	は、場合によっては
2:10:00	もうすでに許可が固まっているのに、それを聞かなくていいことを聞かれて
2:10:07	申請者側の対応が発生するっていうことがあるので、そういう意味では効率的な審査って意味では、
2:10:14	並行点が明確であった方が
2:10:17	合意、審査として合理的なんじゃないかっていうことです。
2:10:25	はい原子力をイマイです。わかりました。ございます。
2:10:31	他はよろしいでしょうか。宮内さんと大塚さんからは何か確認したい点ありますでしょうか。
2:10:41	はい、大塚です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:43	私の方からは特にございません。
2:10:47	はい、了解しました。宮内吉井です。特にありません。ありがとうございます。 います。
2:10:53	それでは本日のヒアリング終了したいと思います。次回は来週、
2:11:01	いいですかね。次回も来週の同じ時間体にやりたいと思いますのでよろ しくお願いします。
2:11:07	資料についてもところ、今回と同様に、月曜日に、
2:11:14	ドラフト版、火曜日に衛藤セット版というふうに、
2:11:18	投資を出していただければと思います。よろしくお願いします。
2:11:25	それでは本日のヒアリング終了します。ありがとうございました。
2:11:31	ありがとうございました。
2:11:32	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。